〇高岡市体育施設条例

平成17年11月**1**日 条例第213号

改正 平成17年12月22日条例第275号

平成18年9月27日条例第36号

平成19年6月20日条例第29号

平成20年3月25日条例第22号

平成20年9月25日条例第44号

平成21年3月24日条例第19号

平成25年3月21日条例第24号

平成25年9月17日条例第35号

平成26年3月20日条例第57号

平成27年3月19日条例第31号

平成27年9月29日条例第50号

平成31年3月26日条例第25号

令和3年3月24日条例第28号

(設置)

第1条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、高岡市体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第2条の2 体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する 指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

- 第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 利用の許可に関する業務
 - (2) 利用に係る料金の収受及び決定に関する業務
 - (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、高岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める業務

(利用期間等)

第2条の4 体育施設の利用期間、利用時間及び休業日は、別表第2のとおりとする。ただし、

指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。 (利用の許可)

- 第3条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、前項の許可の際、体育施設の管理上必要な条件を付することができる。 (利用の不許可)
- 第4条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、体育施設の利用を許可しない。
 - (1) 公益若しくは公安を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 体育施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 体育施設の管理上支障があると認められるとき。
 - (4) 特定の政治運動又は宗教活動を目的としているとき又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に不適当と認められるとき。

(利用の制限)

- 第5条 指定管理者は、第3条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。) が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用の許可を取り 消し、若しくは利用を停止することができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 利用許可の条件に違反したとき。
 - (3) 前条各号に規定する事由が発生したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理上特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定による処分をした場合において利用者に損害が生ずることがあっても、指定管理 者は、その責めを負わない。

(連続利用の制限)

第6条 体育施設の利用は、引き続き7日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特別 の事由があると認めたときは、この限りでない。

(特別の設備)

第7条 利用者は、体育施設の利用に当たって、特別の設備をなし、又は体育施設の施設等に変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

- 第9条 利用者は、体育施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。 第5条第1項の規定により、利用の許可を取り消されたときも、同様とする。
- 2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者が代わってこれを執行し、その費用を当該利用者から徴収する。

(利用料金)

- 第10条 利用者は、指定管理者に体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を利用 の許可の際又は期間利用券の購入の際に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別 の事由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 利用料金の額は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不環付)

- 第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 天災地変その他利用者の責めによらない事由により体育施設を利用することができなく なったとき。
 - (2) 指定管理者の都合により利用の許可を取り消したとき。
 - (3) 利用者が利用期日の10日前までに利用許可の取消し又は変更を願い出たとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の事由があると認めたとき。

(損害賠償)

第13条 利用者は、建物その他附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(教育委員会による管理)

- 第14条 第2条の2に規定する指定管理者による管理を行わないときは、教育委員会が体育施設 の管理を行うものとする。
- 2 第2条の4から第7条まで、第9条、第10条第1項及び第2項、第11条、第12条並びに別表 第3の規定は、前項の体育施設の管理について準用する。この場合において、第2条の4ただ し書中「指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委 員会は、必要と認めるときは」と、第3条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第

4条各号列記以外の部分中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第5条中「指定管理 者」とあるのは「教育委員会」と、第6条ただし書中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」 と、第7条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条第2項中「指定管理者」と あるのは「教育委員会」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、 同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「別表第3に掲げる額の範囲内において、 指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるもの」とあるのは「別表第3に掲げる 額」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあ るのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条の見出し中「利用料金」と あるのは「使用料」と、同条各号列記以外の部分中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指 定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、 同条第4号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第3の1体育施設利用料金の表中「体 育施設利用料金」とあるのは「体育施設使用料」と、「基本利用料金」とあるのは「基本使用 料」と、「超過利用料金」とあるのは「超過使用料」と、同表備考2中「利用料金」とあるの は「使用料」と、同表備者4中「基本利用料金」とあるのは「基本使用料」と、「指定管理者 が教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会が」と、同表の2附属設備利用料金の表 中「附属設備利用料金」とあるのは「附属設備使用料」と、「基本利用料金」とあるのは「基 本使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の高岡市体育施設条例(平成4年高岡市条例第12号)、福岡町営体育施設条例(昭和54年福岡町条例第9号)又は福岡町トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例(昭和63年福岡町条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月22日条例第275号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の高岡市体育館施設条例第3条第1項及び第7条

の規定によりなされた許可は、改正後の高岡市体育施設条例第3条第1項及び第7条の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成18年9月27日条例第36号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月20日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第22号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月25日条例第44号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成21年4月 1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日条例第19号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月17日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発行した高岡市西明寺パークゴルフ場の期間利用券については、改正後の別表第3の1の表の規定にかかわらず、その有効期間中に限り、なお使用することができる。

附 則(平成27年3月19日条例第31号)

この条例は、平成27年5月23日から施行する。

附 則(平成27年9月29日条例第50号)

この条例は、平成27年10月11日から施行する。ただし、別表第1高岡市淵ケ谷プールの項を削る改正規定及び別表第2高岡市淵ケ谷プールの項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発行した高岡市西明寺パークゴルフ場及び高岡市グラウンド・ゴルフ場の期間利用券については、改正後の別表第3の1の表の規定にかかわらず、その有効期間中に限り、なお使用することができる。

附 則(令和3年3月24日条例第28号) この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
高岡市民体育館	高岡市古城1番8号
高岡市営城光寺野球場	高岡市城光寺34番地
高岡市営城光寺陸上競技場	高岡市城光寺字登立137番地
高岡市営弓道場	高岡市古城1番1号
高岡市営長慶寺室内プール	高岡市長慶寺650番地
高岡市営スポーツ・レクリエーションホーム	高岡市長慶寺650番地
高岡市営前田庭球場	高岡市関73番地
高岡市万葉スポーツセンター	高岡市伏木本町1番24号
高岡市テニスコート	高岡市二塚428番地 1
高岡市サッカー・ラグビー場	高岡市二塚428番地 1
高岡市イベント広場	高岡市二塚428番地 1
高岡市竹平記念体育館	高岡市早川222番地 1
高岡市営福岡グラウンド	高岡市福岡町福岡新579番地 1
高岡市営福岡テニスコート	高岡市福岡町三日市579番地 1
高岡市山王トレーニングセンター	高岡市福岡町江尻50番地 1
高岡市西五位トレーニングセンター	高岡市福岡町上向田41番地 1
高岡市赤丸トレーニングセンター	高岡市福岡町赤丸676番地
高岡市大滝トレーニングセンター	高岡市福岡町大滝849番地
高岡市西明寺パークゴルフ場	高岡市福岡町西明寺1番地3
高岡西部総合公園野球場	高岡市千鳥丘町 1 番地
高岡市グラウンド・ゴルフ場	高岡市岩坪4155番地

別表第2(第2条の4関係)

施設名	利用期間	利用時間	休業日		
高岡市民体育	 通年 午前9時から午後9		(1) 水曜日(その日が国民の祝日に関する		
館		時まで 時まで	法律(昭和23年法律第178号)に規定する休		

I	l	I	I
			日(以下「休日」という。)に当たるときは、
			その日後においてその日に最も近い休日以
			外の日)
			(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市営城光	2月16日か	午前9時から午後5	月曜日(その日が休日に当たるときは、その日
寺野球場	ら12月15日	時まで	後においてその日に最も近い休日以外の日)
	まで		
高岡市営城光	2月16日か	午前9時から午後5	月曜日(その日が休日に当たるときは、その日
寺陸上競技場	ら12月15日	時まで	後においてその日に最も近い休日以外の日)
	まで		
高岡市営弓道	通年	午前9時から午後5	(1) 水曜日(その日が休日に当たるときは、
場		時まで	その日後においてその日に最も近い休日以
			外の日)
			(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市営長慶	通年	午後2時から8時ま	(1) 月曜日
寺室内プール		で(日曜日は午前10	(2) 休日
		時から午後4時ま	(3) 休日が月曜日に当たるときは、その翌
		で、5月から10月ま	日
		での土曜日及び7月	(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
		21日から8月31日ま	
		での平日は午前10時	
		から午後8時まで)	
高岡市営スポ	通年	午前9時から午後8	(1) 月曜日
ーツ・レクリエ		時まで(日曜日にあ	(2) 休日
ーションホー		っては、午前9時か	(3) 休日が月曜日に当たるときは、その翌
厶		ら午後5時まで)	日
			(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市営前田	2月16日か	午前9時から午後9	月曜日(その日が休日に当たるときは、その日
庭球場	ら12月15日	時まで(2月16日か	後においてその日に最も近い休日以外の日)
	まで	ら同月28日(閏年に	
		あっては29日。以下	
		同じ。)まで及び12月	
		1日から同月15日ま	

	1	1	l I
		では午前9時から午	
		後5時まで)	
高岡市万葉ス	通年	午前9時から午後9	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、
ポーツセンタ		時まで(日曜日にあ	その日後においてその日に最も近い休日以
_		っては、午前9時か	外の日)
		ら午後5時まで)	(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市テニス	2月16日か	午前9時から午後9	火曜日(その日が休日に当たるときは、その日
コート	ら12月15日	時まで(2月16日か	後においてその日に最も近い休日以外の日)
	まで	ら同月28日まで及び	
		12月1日から同月15	
		日までは午前9時か	
		ら午後5時まで)	
高岡市サッカ	2月16日か	午前9時から午後9	火曜日(その日が休日に当たるときは、その日
ー・ラグビー場	ら12月15日	時まで(2月16日か	後においてその日に最も近い休日以外の日)
	まで	ら同月28日まで及び	
		12月1日から同月15	
		日までは午前9時か	
		ら午後5時まで)	
高岡市イベン	2月16日か	占用利用の場合にあ	火曜日(その日が休日に当たるときは、その日
ト広場	ら12月15日	っては、午前9時か	後においてその日に最も近い休日以外の日)
	まで	ら午後6時まで(2	
		月16日から同月28日	
		まで及び12月1日か	
		ら同月15日までは午	
		前9時から午後5時	
		まで)	
高岡市竹平記	通年	午前9時から午後9	(1) 火曜日(その日が休日に当たるときは、
念体育館		時まで(日曜日は午	その日後においてその日に最も近い休日以
		前9時から午後5時	外の日)
		まで)	(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市営福岡	通年	午後9時30分まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
グラウンド夜			
間照明施設			

I	I		1
高岡市営福岡	通年	午前9時から午後9	(1) 月曜日
テニスコート		時まで(火曜日にあ	(2) 休日の翌日
		っては、午後1時か	(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
		ら9時まで)	
山王トレーニ	通年	午前9時から午後9	12月29日から翌年の1月3日までの日
ングセンター		時30分まで	
西五位トレー	通年	午前9時から午後9	12月29日から翌年の1月3日までの日
ニングセンタ		時30分まで	
_			
赤丸農林漁業	通年	午前9時から午後9	12 月 29日から翌年の1月3日までの日
者トレーニン		時30分まで	
グセンター			
大滝トレーニ	通年	午前9時から午後9	12月29日から翌年の1月3日までの日
ングセンター		時30分まで	
高岡市西明寺	4月1日か	午前9時から午後5	月曜日(その日が休日に当たるときは、その日
パークゴルフ	ら11月30日	時まで	後においてその日に最も近い休日以外の日)
場	まで		
高岡西部総合	2月16日か	午前9時から午後9	火曜日及び水曜日(それらの日が休日に当た
公園野球場(室	ら12月15日	時まで	るときは、その日後においてその日に最も近
内多目的スペ	まで		い休日又は休業日以外の日)
一ス及び会議			
室を除く)			
高岡西部総合	通年	午前9時から午後9	(1) 火曜日(その日が休日に当たるときは、
公園野球場(室		時まで	その日後においてその日に最も近い休日以
内多目的スペ			外の日)
ース及び会議			(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
室)			
高岡市グラウ	4月1日か	午前9時から午後5	火曜日(その日が休日に当たるときは、その日
ンド・ゴルフ場	ら11月30日	時まで(6月1日か	後においてその日に最も近い休日以外の日)
	まで	ら9月30日までは午	
		前8時から午後5時	
		まで)	

別表第3(第10条関係)

1 体育施設利用料金

施設名		区分		単位	基本利用料金
高岡市民体	営利を目的	スポーツ	入	午前9時から正午まで	9,900円
育館	としない場	に利用す	場	正午から午後5時まで	13, 200円
	合	るとき	有	午後5時から9時まで	18, 150 円
			料	午前9時から午後9時まで	36, 300円
				時間外1時間につき	6,800円
			入	午前9時から正午まで	5,770円
			場		うち 1 時間につき2,400
			無		円
			料	正午から午後5時まで	8,250円
					うち 1 時間につき2,060
					P
				午後5時から9時まで	10,720円
					うち 1 時間につき3,350
					円
				午前9時から午後9時まで	22, 270円
				時間外 1 時間につき	4,020円
		スポーツ以	以外	午前9時から正午まで	66,000円
		に利用する	ے ک	正午から午後5時まで	90,750円
		き		午後5時から9時まで	123,750円
				午前9時から午後9時まで	247, 500円
				時間外 1 時間につき	46, 400円
	営利を目的	とする場合	î	午前9時から正午まで	82,500円
				正午から午後 5 時まで	123,750円
				午後5時から9時まで	156, 750円
				午前9時から午後9時まで	330,000円
				時間外 1 時間につき	58,780円
	個人利用	一般		1回2時間以内	200円
	(スポーツ	小・中・高	§校	1回2時間以内	100円
	に限る。)	生			
高岡市営城	アマチュア	入場有料		午前9時から正午まで	13, 200円

, 1 2	w/1-			正年から年終5時まで	14,850円
				26, 400円	
Ĩ					6,600円
	X	场無料		午前9時から止午まで 	4,120円
					うち 1 時間につき1,710
					円
				正午から午後5時まで 	4,950円
					うち 1 時間につき1,230
					円
				午前9時から午後5時まで	8, 250円
				時間外 1 時間につき	2,060円
マチ	ュアス	ポーツリ	以外	午前9時から午後5時まで	115, 500円
利用	する場合	合 		時間外1時間につき	21,650円
:競	大会	入場有	料	午前9時から午後5時まで	49,500円
支場				時間外1時間につき	9, 280円
		入場無	料	午前9時から午後5時まで	13, 200円
				時間外1時間につき	2,470円
i	練習	団体利	用	午前9時から正午まで	3,300円
					うち 1 時間につき1,370
					円
				正午から午後5時まで 正午から午後5時まで	3,300円
					うち1時間につき820円
				午前9時から午後5時まで	6,600円
				時間外 1 時間につき	1,650円
		個人	一般	1回2時間以内	200円
		利用	小•	1回2時間以内	100円
			中・		
			高校		
			生		
輔助□	団体利	一般		午前9時から正午まで	2,470円
					うち1時間につき1,030
易					円
	用 マ 利 競 場 助 技す	マ 利 競 場	川田 マーカー 1月 大田 1月 マーカー 1月 マーカー	Tan	用する場

1	į	ı		1	1
				正午から午後5時まで	2,470円
					うち 1 時間につき610円
				午前9時から午後5時まで	4,950円
				時間外 1 時間につき	1,230円
			小・中・高	- 午前9時から正午まで	1,320円
			校生		うち 1 時間につき550円
				正午から午後5時まで	1,320円
					うち 1 時間につき330円
				午前9時から午後5時まで	2,470円
				時間外1時間につき	660円
高岡市営長	占用利	用(1コ	ースにつ	1回2時間以内	3,000円
慶寺室内プ	き)				
ール	個人	一般		1回2時間以内	300円
	利用	小・中	· 高校生	1回2時間以内	150円
高岡市営ス		占用利用		午前9時から正午まで	3,300円
ポーツ・レク					うち 1 時間につき1,370
リエーショ					円
ンホーム				正午から午後5時まで 正午から午後5時まで	4,950円
					うち 1 時間につき1,230
					円
				午後5時から9時まで	8,250円
					うち 1 時間につき2,570
					円
				午前9時から午後9時まで	13, 200円
				時間外1時間につき	3,090円
		個人利用	HA	日日 2 時間以内	200円
		四八小	<u>ار</u> ا		
			中 ·		100円
			高村		
			ラヤ 生	*	
	トレ	個人利用		设 1 回 2 時間以内	200円
	_=	DE / (11)		1回2時間以内	100円
		1	11,		100

	ング		中・		
	室		高校		
			生		
高岡市営前	大会			午前9時から午後5時まで	16, 500円
田庭球場				午後5時から9時まで	2,640円
				時間外 1 時間につき	3,960円
	占用和	用(1面に1	つき)	午前9時から正午まで	1,320円
					うち 1 時間につき550円
				正午から午後5時まで	2,470円
					うち 1 時間につき610円
				午前9時から午後5時まで	3,300円
				午後5時から9時まで	1,980円
					うち 1 時間につき610円
				時間外 1 時間につき	740円
	個人	一般		1回2時間以内	200円
	利用	小・中・高	校生	1回2時間以内	100円
高岡市万葉	体育	占用利用		午前9時から正午まで	3,300円
スポーツセ	室				うち 1 時間につき1,370
ンター					円
				正午から午後 5 時まで	4,950円
					うち 1 時間につき1,230
					円
				午後5時から9時まで	8,250円
					うち 1 時間につき2,570
					円
				午前9時から午後9時まで	13, 200円
				時間外 1 時間につき	3,090円
		個人利用	一般	1回2時間以内	200円
			/J \ •	1回2時間以内	100円
			中・高		
			校生		
	トレ	個人利用	一般	1回2時間以内	200円

	_=	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		1回2時間以内	100円
	ング	中	• 高		
	室	 校:	生		
高岡市テニ	一般			1面につき1時間	660円
スコート	小・中	・高校生		1面につき1時間	410円
高岡市サッ	アマ	一般	入場	全日(午前9時から午後9時	118,800円
カー・ラグビ	チュ		有料	まで)	
一場	アス			 半日(午前9時から午後1時	39, 600 F .
	ポー			まで・午後1時から5時ま	
	ツに			で・午後5時から9時まで)	
	利用			時間外 1 時間につき	14,850円
	する		入場	全日(午前9時から午後9時	23, 760F
	場合		無料	まで)	
				半日(午前9時から午後1時	7,920円
				まで・午後1時から5時ま	うち 1 時間につき2,470
				で・午後5時から9時まで)	円
				時間外1時間につき	2,970円
		小・中・高校	入場	全日(午前9時から午後9時	59, 400 円
		生 生	有料	まで)	
				半日(午前9時から午後1時	19, 800 F .
				 まで・午後1時から5時ま	うち 1 時間につき6, 180
				で・午後5時から9時まで)	円
				時間外1時間につき	7,420円
			入場	全日(午前9時から午後9時	11,880円
			無料	 まで)	
				半日(午前9時から午後1時	3,960円
				 まで・午後1時から5時ま	うち 1 時間につき1,230
				で・午後5時から9時まで)	
				時間外 1 時間につき	1,480円
	アマ	入場有料	1	全日(午前9時から午後9時	237, 600 F
	チュ			まで)	,
	アス			半日(午前9時から午後1時	79, 200円

I	ĺ						
	ポー				まで	・午後1時から5時ま	
	ツ以				で・生	F後5時から9時まで)	
	外に				時間タ	↑1時間につき	29,700円
	利用	入場	無料		全日(午前9時から午後9時	47, 520円
	する				まで)		
	場合				半日(午前9時から午後1時	15,840円
					まで	・午後1時から5時ま	
					で・生	F後5時から9時まで)	
					時間タ	↑1時間につき	5,940円
高岡市イベ	占用	一般		全面	1 時間	間につき	1,650円
ント広場	利用			利用			
				2分	1 時間	間につき	820円
				の 1			
				の利			
				用			
		小•	中・高校	全面	面 1 時間につき		820円
		生		利用			
				2分	1 時間	間につき	410円
				の 1			
				の利			
				用			
	個人和	川用					無料
高岡市竹平	体育	アマ	入場有料	全面	利用	午前9時から正午まで	31, 180円
記念体育館	室	チュ				正午から午後5時まで	51,970円
	,	アス				午後5時から9時まで	41,580円
		ポー				午前9時から午後9時	112, 260円
		ツに				まで	
		利用				時間外 1 時間につき	15, 590円
		する	入場無料	全面	利用	午前9時から正午まで	10,380円
		場合					うち 1 時間につき4,320
							円
				3分	の2		6,920円

İ	1	1
の利用		うち 1 時間につき2,880
		円
3分の1		3,460円
の利用		うち 1 時間につき1,440
		円
全面利用	正午から午後5時まで	17,310円
		うち 1 時間につき4,320
		円
3分の2		11,540円
の利用		うち 1 時間につき2,880
		円
3分の1		5,770円
の利用		うち 1 時間につき1,440
		円
全面利用	午後5時から9時まで	13,860円
		うち 1 時間につき4,320
		円
3分の2		9,240円
の利用		うち 1 時間につき2,880
		円
3分の1		4,620円
の利用		うち 1 時間につき1,440
		円
全面利用	午前9時から午後9時	37,410円
3分の2	まで	24, 940円
の利用		,
3分の1		12, 470円
の利用		==, =, 1, 1, 1
	時間外1時間につき	5, 190円
3分の2		3,460円
の利用		o, 100[]
3分の1		1,730円
0 71 07 1	l .	1, 100[]

		の利用		
アマ			午前9時から正午まで	218, 290円
チュ			正午から午後5時まで	363, 820円
アス			午後5時から9時まで	291, 060円
ボー			午前9時から午後9時	785, 860円
ツ以			まで	
外に			時間外 1 時間につき	109, 140円
利用	入場無料	全面利用	午前9時から正午まで	31, 170円
する				うち 1 時間につき
場合				12, 990円
		3分の2		20,780円
		の利用		うち 1 時間につき8,660
				円
		3分の1		10,390円
		の利用		うち 1 時間につき4,330
				円
		全面利用	正午から午後5時まで	51, 960円
				うち 1 時間につき
				12, 990円
		3分の2		34, 640円
		の利用		うち 1 時間につき8,660
				円
		3分の1		17, 320円
		の利用		うち 1 時間につき4,330
				円
		全面利用	午後5時から9時まで	41, 580 円
				うち 1 時間につき
				12,990円
		3分の2		27,720円
		の利用		うち 1 時間につき8,660
				円
		3分の1		13,860円

				3分の2	午前9時から午後9時 まで	うち 1 時間につき4,330 円 112,260円 74,840円
				の利用 3分の1 の利用		37, 420円
				全面利用	時間外 1 時間につき	15,570円
				3分の2		10,380円
				3分の1 の利用		5, 190円
		個人	一般		1回2時間以内	300円
		利用	小・中・	高校生		150円
	トレ	個人	一般		1回2時間以内	400円
	ーニ ング 室	利用	小・中・	高校生		200円
		占用和	利用		1時間につき	770円
	会議室	占用和	利用		1時間につき	550円
高岡市営福岡グラウンド	夜間照	 照施	設を利用で	する場合	1時間につき	550円
高岡市営福	夜間照	照明施	設を利用	しない場合	1コート1時間につき	310円
岡テニスコ 一ト	夜間照	照 明施	設を利用す	する場合	1コート1時間につき	1,100円
高岡市西明寺パークゴ	一般				午前9時から午後5時 まで	400円
ルフ場	/J\ • E	中•高	校生		午前9時から午後5時 まで	200円

	期間	一般		1 年券	12,000円
	利用	小・中・高校生		1 年券	6,000円
	券				
高岡西部総	野球	アマチュアス	入場有料	午前9時から正午まで	38,110円
合公園野球	場	ポーツに利用		正午から午後5時まで	43, 230円
場		する場合		午前9時から午後5時	76, 230円
				まで	
				午後5時から9時まで	43, 230円
				正午から午後9時まで	85,800円
				午前9時から午後9時	107, 250円
				まで	
				時間外 1 時間につき	19,050円
			入場無料	午前9時から正午まで	9,400円
					うち 1 時間につき3,910
					円
				正午から午後5時まで	11,550円
					うち 1 時間につき2,880
					円
				午前9時から午後5時	18,810円
				まで	
				午後5時から9時まで	11,550円
					うち 1 時間につき3,600
					円
				正午から午後9時まで	21, 120円
				午前9時から午後9時	26,400円
				まで	
				時間外 1 時間につき	4,700円
		アマチュアス	入場有料	午前9時から正午まで	224, 230円
		ポーツ以外に		正午から午後5時まで	283,800円
		利用する場合		午前9時から午後5時	478, 500円
				まで	
				午後5時から9時まで	283,800円

ĺ	1	1	I	
			正午から午後9時まで	504, 900円
			午前9時から午後9時	627,000円
			まで	
			時間外 1 時間につき	112, 110円
		入場無料	午前9時から正午まで	94, 540円
			正午から午後5時まで	119,620円
			午前9時から午後5時	201, 300円
			まで	
			午後5時から9時まで	119,620円
			正午から午後9時まで	211, 200円
			午前9時から午後9時	264, 000円
			まで	
			時間外 1 時間につき	47,270円
多目	広場1利用	アマチュ	午前9時から正午まで	4,300円
的広		アスポー		うち 1 時間につき1,790
場		ツに利用		円
		する場合	正午から午後5時まで	4,300円
				うち 1 時間につき1,070
				円
			午前9時から午後5時	8,080円
			まで	
			午後5時から9時まで	4,300円
				うち 1 時間につき1,340
				円
			正午から午後9時まで	8, 250円
			午前9時から午後9時	11,220円
			まで	
			時間外 1 時間につき	2, 150円
		アマチュ	午前9時から正午まで	35, 140円
		アスポー	正午から午後5時まで	35, 140円
		ツ以外に	午前9時から午後5時	66,000円
		利用する	まで	

1 1		İ	I	1
		場合	午後5時から9時まで	35, 140円
			正午から午後9時まで	74, 250円
			午前9時から午後9時	90,750円
			まで	
			時間外 1 時間につき	17,570円
	広場2利用	アマチュ	午前9時から正午まで	3,410円
		アスポー		うち 1 時間につき1,420
		ツに利用		円
		する場合	正午から午後5時まで	3,410円
				うち 1 時間につき850円
			午前9時から午後5時	6,360円
			まで	
			午後5時から9時まで	3,410円
				うち 1 時間につき1,060
				円
			正午から午後9時まで	7,090円
			午前9時から午後9時	8,910円
			まで	
			時間外 1 時間につき	1,700円
		アマチュ	午前9時から正午まで	28, 210円
		アスポー	正午から午後5時まで	28, 210円
		ツ以外に	午前9時から午後まで	52, 630円
		利用する	午後5時から9時まで	28, 210円
		場合	正午から午後9時まで	59, 230円
			午前9時から午後9時	73, 420円
			まで	
			時間外 1 時間につき	14, 100円
	全面利用	アマチュ	午前9時から正午まで	7,420円
		アスポー		うち 1 時間につき3,090
		ツに利用		円
		する場合	正午から午後5時まで	7,420円
				うち 1 時間につき1,850
		広場2利用	本語	正午から午後9時まで 中部の時から午後9時まで 中部の時から年後9時まで 中前9時から正午まで 中前9時から正午まで 中前9時から午後5時まで 中でで 中でで 中でで 中ででもまで 中ででもまでで 中での時から年後9時まで 中でのはではでは、1時間に正午までで 中前9時から年後9時まで アマポーツ以外に 利用する 場合 中前9時から午後9時ままでで 中後5時から9時ままでで 中後9時から年後年後時ままでで 中前9時から午後9時ままでで 中ででもままでで 中ででもままででで 中でのよりににでもままででで 中でのよりにでは、1時間にでしている。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時のは、1時間にでいる。 中でのはでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時間にでいる。 中でのは、1時にでいる。 中でのは、1時にでいる。 中でのはでいる。 中でのはでいる。 中でのは

I	ĺ	I	Ì	I	1
					円
				午前9時から午後5時	13,860円
				まで	
				午後5時から9時まで	7,420円
					うち1時間につき2,320
					円
				正午から午後9時まで	14, 350円
				午前9時から午後9時	19, 300円
				まで	
				時間外 1 時間につき	3,710円
			アマチュ	午前9時から正午まで	59,400円
			アスポー	正午から午後5時まで	59,400円
			ツ以外に	午前9時から午後5時	110,880円
			利用する	まで	
			場合	午後5時から9時まで	59, 400円
				正午から午後9時まで	115,830円
				午前9時から午後9時	154, 440円
				まで	
				時間外 1 時間につき	29,700円
	室内	アマチュアスァ	ポーツに利	1 時間につき	1, 180円
	多目	用する場合			
	的ス	アマチュアスフ	ポーツ以外	1 時間につき	4,780円
	~-	に利用する場合	<u></u>		
	ス	野球場の使用(練習のため	の使用を除く。)に伴い	無料
		使用する場合			
	会議	占用利用		1 時間につき	550円
	室				
高岡市グラ	一般			1日	400円
ウンド・ゴル	小・中	・高校生		1日	200円
フ場	期間	一般		1年券	12,000円
	利用	小・中・高校生	ŧ	1 年券	6,000円
	券				

備考

- 1 「時間外」とは、別表第2で定める利用時間以外の時間をいう。
- 2 高岡市営城光寺陸上競技場の団体利用は、指導者の引率する20人以上の利用者に適用する。
- 3 高岡市営長慶寺室内プール及び高岡市営スポーツ・レクリエーションホームを併せて利用する場合は、高岡市営スポーツ・レクリエーションホームの利用料金は、徴収しない。
- 4 高岡市営前田庭球場の占用利用は、6人以上の利用者に適用する。
- 5 高岡市テニスコートにおいて時間外に利用を許可する必要があるときの基本利用料金は、 指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。
- 6 未就学児童は、無料とする。

2 附属設備利用料金

2 附偶改调剂用				
施設名		区分	単位	基本利用料金
高岡市民体育館	仮設舞台		1日	3,300円
	仮設相撲土俵		1日	5,500円
	フロアシート		1日	16,500円
	拡声装置一式		1日	2,750円
	照明設備(個人	2回路まで	1 時間	2,470円
	使用を除く。)	追加1回路		820円
高岡市営城光寺野球	アマチュアスポ	放送設備	1 試合	550円
場	ーツに利用	スコアボード		220円
	アマチュアスポ	放送設備		1,100円
	一ツ以外に利用	スコアボード		440円
高岡市営城光寺陸上	拡声装置一式		1日	1,100円
競技場				
高岡市営前田庭球場	管理棟		1 時間	330円
	照明設備		1面1時間	330円
高岡市テニスコート	夜間照明設備		1面1時間	660円
	放送設備		1 時間	1,100円
	冷暖房設備	本部棟	1台1時間	150円
		(会議室・放送室)		
		クラブハウス		60円
		(ミーティングルー		

			ム)			
高岡市サッカー・ラ	夜間照明	没備	全灯		1 時間	9,900円
グビー場	3分の2灯		2灯		6,600円	
			2分の	1 灯		4,950円
	放送設備				1時間	1,100円
	冷暖房設	蔴	会議室	・審判員室・	1台1時間	60円
			役員控	空・放送室		
高岡市竹平記念体育	拡声装置·	一式			1日	2,750円
館	照明設備	2 🖪	図路まで	全面使用	1 時間	2,470円
	(個人使用	ı		3分の2の		1,650円
	を除く。)			使用		
				3分の1の		820円
				使用		
		追加	01回路	全面使用		990円
				3分の2の		660円
				使用		
				3分の1の		330円
				使用		
	冷暖房設備体育		室	入場有料	1 時間	24,750円
				入場無料		8,250円
	電光得点	表示装	置		1台1時間	370円
高岡市西明寺パーク	ゴルフ用	具			1日	110円
ゴルフ場						
高岡西部総合公園野	アマチ	女送設	:備		1試合	1,100円
球場	ュアス	スコア	ボード		1試合	1,210円
	ポーツ	友間照	明設	全灯	1 時間	46, 200円
	に利用(こ利用 備		2分の1灯	1時間	23, 100円
				3分の1灯	1 時間	15,400円
		多目的	広場	全面利用	1 時間	6,270円
		友間照 ⋕	明設	1 面利用	1 時間	3, 130円
		-			1試合	1,100円

	ュアス	スコアボード		1試合	4,620円
	ポーツ	夜間照明設備	全灯	1 時間	232,650円
	以外に		2分の1灯	1 時間	116, 320円
	利用		3分の1灯	1 時間	77, 550 円
		多目的広場夜	全面利用	1 時間	7,920円
		間照明設備	1面利用	1 時間	3,960円
	ピッチン	グマシン		1 時間	1,100円
高岡市グラウンド・	ゴルフ用	具		1日	110円
ゴルフ場					